

災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

【令和4年4月1日前開始事業年度等分】

1 この還付請求書は、法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年改正法」といいます。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法」といいます。）第80条（災害損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する令和2年旧法第72条第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限り、以下「中間期間」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間（以下「災害欠損事業年度」といいます。）開始の日前1年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前2年）以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。

なお、この還付請求書には「災害損失欠損金額に関する明細書（付表）」を添付して提出してください。

2 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、法人が災害損失の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、災害欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合に限り請求をすることができます。

3 この還付請求書は、災害欠損事業年度の確定申告書等の提出と同時に（仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。

なお、この災害欠損事業年度の確定申告書等はその提出期限までに提出する必要がありますが、やむを得ない事情によってその提出期限までに提出することができなかつたものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの還付請求書を提出してください。

また、2以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を請求する場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。

4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。

(1) 「※」の各欄は、記載しないでください。

(2) 「災害欠損事業年度」欄には、この還付請求が仮決算の中間申告によるものである場合は、その仮決算の中間申告に係る中間期間を記載してください。

また「（確定・中間 申告書）」には、この還付請求が確定申告又は仮決算の中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。

(3) 「災害の詳細」欄には、その災害の生じた場所、種類（震災、風水害、火災等）など災害の内容を具体的に記載してください。

なお、災害の呼称がある場合は、その災害の呼称を記載してください。

(4) 「災害欠損事業年度の災害損失欠損金額」の各欄

イ 「災害損失欠損金額(1)」欄には、「災害損失欠損金額に関する明細書（付表）」の「(1)」の欄に記載した金額を記載してください。

ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(2)」欄には、災害欠損事業年度の災害損失欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

(注) 「(1)」欄の金額は、この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度について災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、その還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「(2)」欄に記載した金額を控除した金額となります。なお、「(2)」欄の金額は、この還付請求書を提出する日までに確定した「差引所得金額(5)」欄の金額が限度となりますからご注意ください。

(5) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄

イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「1」欄に記載された所得金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額を記載してください。

ロ 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付所得事業年度に係るこの還付請求書の「(2)」欄の金額又は「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(2)」欄の金額を記載してください。

(6) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄

イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「差引所得に対する法人税額」

欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。

ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。

ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、昭和42年5月31日までに解散し又は合併した内国法人から受けるみなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。

なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。

ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、令和2年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「令和2年旧措置法」といいます。)第62条第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、令和2年旧措置法第3章第5節の2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ヘ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。

ト 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その法人税額の一部の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。

(7) 「還付金額(15)」欄には、
$$\left(\frac{(14) \times (2)}{(5)} \right)$$
の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。

(8) 「請求期限」欄には、仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合において、その仮決算の中間申告書の提出期限を記載してください。

(注) 各事業年度において還付を請求する場合には、この欄の記載は不要です。

(9) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等(該当の文字を○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(10) 「税理士署名」欄は、この還付請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5 留意事項

(1) 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2) 地方法人税の額の還付

地方法人税については、税務署長が法人税を還付する場合に、地方法人税の額でその還付の時に確定しているものがあるときは、法人税の還付金の額に100分の10.3(令和元年9月30日以前に開始した還付所得事業年度については100分の4.4)を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされていますので、特段の手続は不要です(令和2年改正法による改正前の地方法人税法第23条第1項)。